平成３０年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率

審　査　意　見　書

東 広 島 市 監 査 委 員

東広監委第１９号
令和元年９月１７日

東広島市長　髙　垣　　廣　徳　　様

東広島市監査委員　水　戸　　晃
同　　重　河　　格
同　　加　藤　祥　一

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、審査に付された平成３０年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を終了したので、次のとおり意見を提出する。

目　　次

ページ

第１　審査の対象 ---------- 1
第２　審査の期間 ---------- 1
第３　審査の方法 ---------- 1
第４　審査の結果 ---------- 1
１　健全化判断比率 ---------- 1
（１）実質赤字比率 ---------- 4
（２）連結実質赤字比率 ---------- 5
（３）実質公債費比率 ---------- 7
（４）将来負担比率 ---------- 8
２　資金不足比率 ---------- 10
（１）法適用企業 ---------- 11
（２）法非適用企業（宅地造成事業を行っていないもの） ---------- 13
（３）法非適用企業（宅地造成事業を行っているもの） ---------- 14
３　むすび ---------- 15

（注）１　文中の金額及び各表中の金額は、原則として万円単位で表示し、数値ごとに単位未満を四捨五入した。したがって、合計額と内訳の計が一致しないことがある。

２　比率は、原則として小数点第２位を四捨五入し、調整の上表示した。なお「0.0」は該当数値はあるが、単位未満のものを示している。

３　文中のポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。

４　符号等の用法は次のとおりである。

「△」　・・・・・・負数
「－」　・・・・・・該当数値のないもの又は算出不能のもの

平成３０年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第１　審査の対象

１　平成３０年度決算に基づく健全化判断比率

２　平成３０年度決算に基づく資金不足比率

３　１及び２の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和元年８月２０日から令和元年９月９日まで

第３　審査の方法

審査は、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿及び証書類等と照合審査するとともに、細部にわたっては、関係職員からの説明を聴取するなどにより実施した。

第４　審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は適正であることを認めた。

なお、審査の概要及び審査意見は次のとおりである。

１　健全化判断比率

健全化判断比率の状況は第１表のとおりである。

第１表　健全化判断比率の状況

（単位：％、ポイント）

区　　分	３０年度	２９年度	増 減	参　考
				早期健全化基準
実質赤字比率	－	－	－	11.36
連結実質赤字比率	－	－	－	16.36
実質公債費比率	0.3	0.8	△0.5	25.0
将来負担比率	－	－	－	350.0

（注）実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じていない場合は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は「－」で表示している。

過去５年間における各比率の推移は、それぞれ第１図及び第２図のとおりである。

第１図　実質公債費比率の推移

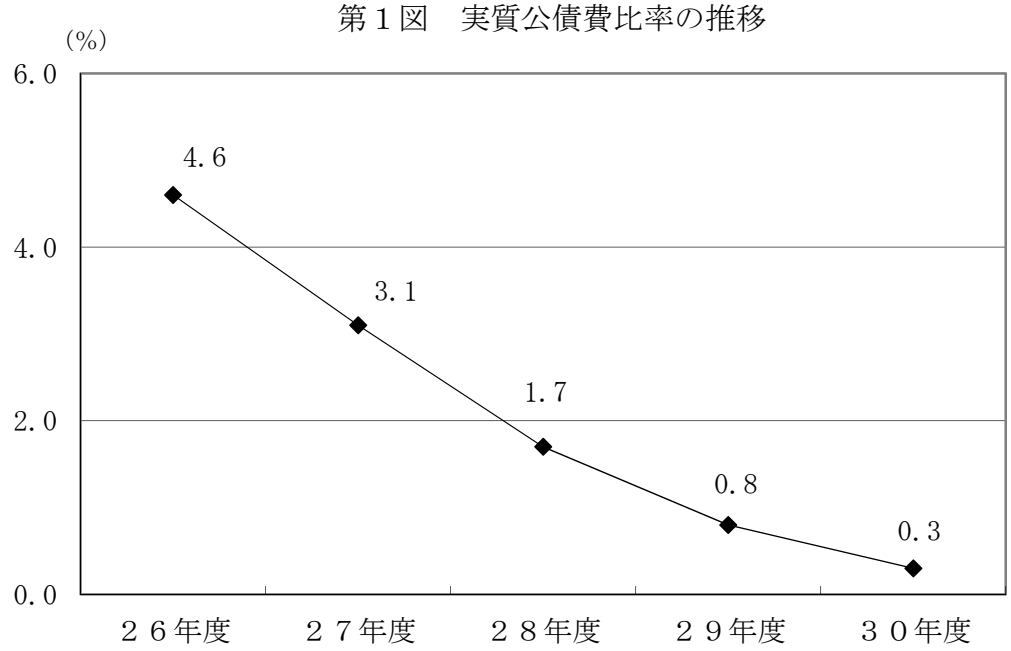

第２図　将来負担比率の推移

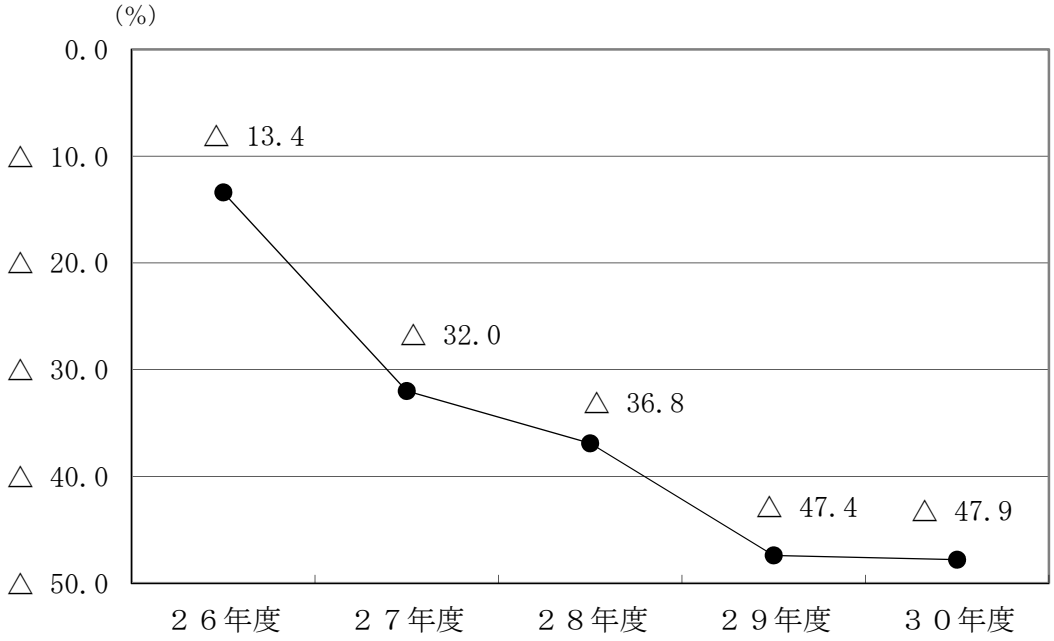

（注）将来負担比率は、充当可能な財源が将来負担額を超える場合は算出されないが、当該超える額の標準財政規模に占める割合を参考として算出した。

それぞれの比率の対象となる会計等は、第３図のとおりである。

第３図　健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等（平成３０年度決算）

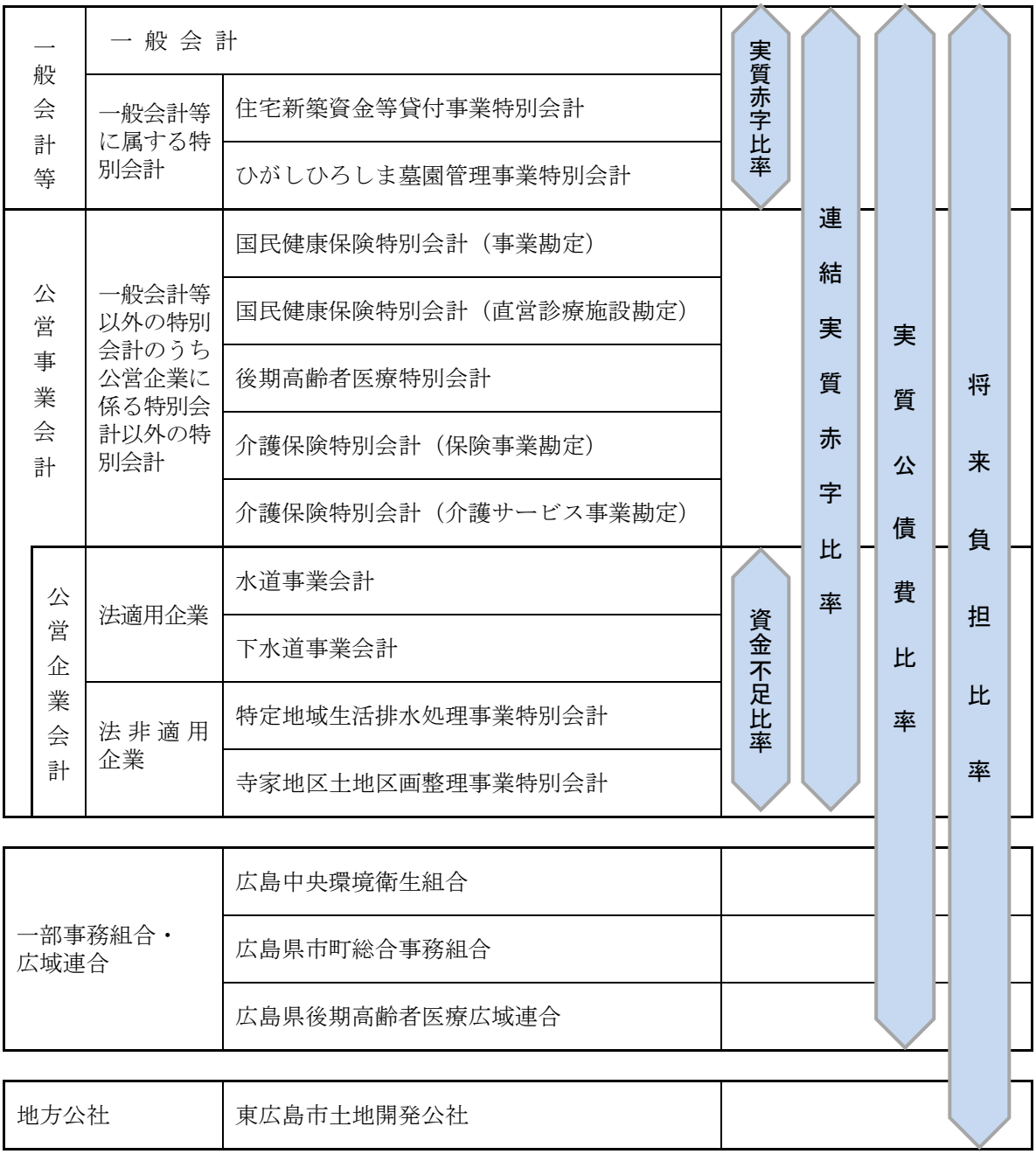

（注）資金不足比率はそれぞれの会計ごとに算定する。

（1）実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表した指標であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額　A}}{\text{標準財政規模　B}}$$

一般会計等の実質赤字比率の状況は第２表のとおり、当年度の実質収支額は 8億 1018万円の黒字で、前年度と比べ 4億 1927万円（△34.1％）減少している。これは、主に一般会計の実質収支額が減少したことによるものである。

当年度の本市の実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額が生じていないことから算定されない。

第２表　一般会計等の実質赤字比率の状況

区　分	実質収支額				増　減		増減率
	３０年度		２９年度				
	億	万円	億	万円	億	万円	%
一　般　会　計	8	1018	12	2913	△4	1895	△34.1
一般会計等に属する特別会計		0		33	△	33	皆減
住宅新築資金等貸付事業特別会計		0		33	△	33	皆減
ひがしひろしま墓園管理事業特別会計		0		0		0	0
合　計　A	8	1018	12	2945	△4	1927	△34.1
標準財政規模　B	439	5414	444	6848	△5	1434	△1.2
	%		%		ポイント		
実質赤字比率	― (△1.84)		― (△2.76)		― (0.92)		―

（注）１　実質収支額が黒字の場合は、実質赤字比率は「－」で表示している。

２　（ ）内の数値は、実質収支額が黒字の場合に標準財政規模に対する割合を参考として記載している。（負の値で表示）

（２）連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に占める割合を表した指標であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額　D＝A＋B＋C}}{\text{標準財政規模　E}}$$

連結実質赤字比率の状況は第３表のとおり、当年度の連結実質収支額は 78億 7331万円の黒字で、前年度と比べ 2億 5219万円（3.3%）増加している。これは、主に水道事業会計の資金剰余額が増加したことなどによるものである。

当年度の本市の連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額が生じていないことから算定されない。

第３表　連結実質赤字比率の状況

区　　分	実質収支額／資金不足・剰余額							
	３０年度		２９年度		増　減		増減率	
	億	万円	億	万円	億	万円		%
一般会計等　A	8	1018	12	2945	△4	1927		△34.1
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計　B	1	7889	7	1763	△5	3873		△75.1
国民健康保険特別会計		4073	5	2662	△4	8590		△92.3
後期高齢者医療特別会計		2511		8952	△	6442		△72.0
介護保険特別会計(保険事業勘定)	1	1306	1	0148		1158		11.4
介護保険特別会計（介護サービス事業勘定)		0		0		0		0
公営企業会計　C	68	8424	56	7405	12	1020		21.3
水道事業会計	62	1778	50	0838	12	0940		24.1
下水道事業会計	6	6647	6	6567		80		0.1
特定地域生活排水処理事業特別会計		0		0		0		0
産業団地造成事業特別会計		－		0		－		－
合　　計　D＝A＋B＋C	78	7331	76	2112	2	5219		3.3
標準財政規模　E	439	5414	444	6848	△5	1434		△1.2
連結実質赤字比率	%		%		ポイント			
	－ (△17.91)		－ (△17.13)		－ (△0.78)			－

（注）１　実質収支額及び資金不足・剰余額の合計が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「－」で表示している。

２　（　）内の数値は、実質収支額及び資金不足・剰余額の合計が黒字の場合に標準財政規模に対する割合を参考として記載している。（負の値で表示）

（３）実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に占める割合を過去３か年の平均値で表した指標であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率（※単年度）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金（公債費充当一般財源等額）A＋準元利償還金 B）} - \text{基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 C}}{\text{標準財政規模 D} - \text{基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 C}}$$

実質公債費比率の状況は第４表のとおり、当年度（３か年平均）は 0.3％で、前年度と比べ 0.5ポイント向上している。これは、地方税の減少により算出の分母が減少したことから、単年度の実質公債費比率は前年度より増加したものの、比率を過去３年間の平均でみると減少したためである。

また、早期健全化基準の 25.0％と比較すると、これを下回っている。

第４表　実質公債費比率の状況

区　分	３０年度		２９年度		２８年度		３０年度－２９年度		
							増　減		増 減 率
	億	万円	億	万円	億	万円	億	万円	%
地方債の元利償還金（公債費充当一般財源等額）　A	73	9504	70	0174	64	5592	3	9330	5.6
準元利償還金　B	9	6339	11	6854	12	5567	△2	0515	△17.6
基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費　C	81	6736	81	0781	75	7774		5954	0.7
標準財政規模　D	439	5414	444	6848	433	7637	△5	1434	△1.2
Ａ＋Ｂ－Ｃ	1	9107		6247	1	3385	1	2860	205.9
Ｄ－Ｃ	357	8679	363	6067	357	9863	△5	7388	△1.6
実質公債費比率（単　年　度）	%		%		%		ポイント		%
	0.53391		0.17180		0.37389		0.36211		－
実質公債費比率（３か年平均）	0.3		0.8		1.7		△0.5		－

（４）将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表した指標であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A－充当可能財源等 B}}{\text{標準財政規模 C － 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 D}}$$

将来負担比率の状況は第５表のとおり、当年度は将来負担額から充当可能な財源を差し引いた額が前年度に比べ 1億 690万円減少している。

当年度の本市の将来負担比率は、前年度と同様に充当可能な財源の額が将来負担額を上回ったことから算定されない。

第５表　将来負担比率の状況

区　　分	３０年度		２９年度		増 減		増 減 率
	億	万円	億	万円	億	万円	%
将来負担額（ア～クの計）　A	979	9528	1018	9612	△39	0084	△3.8
ア　一般会計等に係る地方債の現在高	771	3246	785	6213	△14	2968	△1.8
イ　債務負担行為に基づく支出予定額	5	5906	13	1449	△7	5543	△57.5
ウ　一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	100	6553	112	9667	△12	3115	△10.9
エ　組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	11	3621	10	0656	1	2965	12.9
オ　退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	91	0203	97	1626	△6	1423	△6.3
カ　設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額		0		0		0	0
キ　連結実質赤字額		0		0		0	0
ク　組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額		0		0		0	0
充当可能財源等（ケ～サの計）B	1151	4023	1191	4796	△40	0773	△3.4
ケ　地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	278	8367	278	9164	△	797	△0.0
コ　地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	107	7321	119	8229	△12	0908	△10.1
サ　地方債の償還額等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	764	8335	792	7404	△27	9068	△3.5
標準財政規模　　C	439	5414	444	6848	△5	1434	△1.2
基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費　　D	81	6736	81	0781		5954	0.7
A－B	△171	4495	△172	5184	1	0690	－
C－D	357	8679	363	6067	△5	7388	－
将　来　負　担　比　率	%		%		ポイント		
	－ (△47.9)		－ (△47.4)		－ (△0.5)		－

（注）（　）内の数値は、充当可能な財源が将来負担額を超える場合に、当該超える額の標準財政規模に占める割合を参考として記載している。（負の値で表示）

2　資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定するもので、公営企業会計の資金不足額が料金収入等の事業規模に占める割合を表した指標であり、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は第６表のとおりである。

第６表　資金不足比率の状況

（単位：％、ポイント）

会計名			３０年度	２９年度	増減	参考 経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計		－	－	－	20.0
	下水道事業会計		－	－	－	20.0
法非適用企業	宅地造成事業以外	特定地域生活排水処理事業特別会計	－	－	－	20.0
	宅地造成事業	寺家地区土地区画整理事業特別会計	－	－	－	20.0

（注）資金不足額が生じていない場合は、資金不足比率は「－」で表示している。

（1）法適用企業

資金不足比率の算定式は次のとおりである。

$$資金不足比率 = \frac{資金不足額\ A（ア\ 流動負債＋イ\ 算入地方債－ウ\ 流動資産）}{事業の規模\ B（エ\ 営業収益の額－オ\ 受託工事収益の額）}$$

（注）「イ　算入地方債」は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高である。

①　水道事業会計

水道事業会計の資金不足比率の状況は第７表のとおり、資金剰余額は 62億 1778万円で、前年度と比較すると 12億 940万円増加している。資金不足額は発生していないため資金不足比率は算定されないが、資金剰余額の事業規模に対する割合の実数値は、前年度に比べ 28.0ポイント向上している。

第７表　水道事業会計の資金不足比率の状況

区　　分	３０年度		２９年度		増 減		増 減 率
資金不足額　　A （△資金剰余額）	億 △62	万円 1778	億 △50	万円 0838	億 △12	万円 0940	% 24.1
ア 流 動 負 債	8	4950	9	1312	△	6362	△7.0
イ 算 入 地 方 債		0		0		0	0
ウ 流 動 資 産	70	6728	59	2150	11	4578	19.3
事業の規模　　B	41	3503	40	9271		4232	1.0
エ 営業収益の額	41	3503	40	9271		4232	1.0
オ 受託工事収益の額		0		0		0	0
資 金 不 足 比 率	% － (△150.4)		% － (△122.4)		ポイント － (△28.0)		－

（注）１　「資金不足額　A」が△の場合は、資金剰余額を示している。このため、資金剰余額の増加は増減欄において△で表示される。

２　資金不足額が生じていない場合は、資金不足比率は「－」で表示している。

３　（　）内の数値は、資金不足額が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載している。（負の値で表示）

②　下水道事業会計

下水道事業会計の資金不足比率の状況は第８表のとおり、資金剰余額は6億 6647万円で、前年度と比較すると 80万円増加している。資金不足額は発生していないため資金不足比率は算定されないが、資金剰余額の事業規模に対する割合の実数値は、前年度に比べ 0.6ポイント低下している。

第８表　下水道事業会計の資金不足比率の状況

区　　分	３０年度		２９年度		増 減		増 減 率
	億	万円	億	万円	億	万円	%
資金不足額　　A （△資金剰余額）	△6	6647	△6	6567	△	80	0.1
ア 流 動 負 債	8	3755	9	9382	△1	5627	△15.7
イ 算 入 地 方 債		620		0		620	皆増
ウ 流 動 資 産	15	1021	16	5949	△1	4927	△9.0
事業の規模　　B	29	8176	28	9362		8814	3.0
エ 営業収益の額	29	8176	28	9362		8814	3.0
オ 受託工事収益の額		0		0		0	0
	%		%		ポイント		
資 金 不 足 比 率	―		―		―		―
	(△22.4)		(△23.0)		(0.6)		

（注）１　「資金不足額　A」が△の場合は、資金剰余額を示している。このため、資金剰余額の増加は増減欄において△で表示される。

２　資金不足額が生じていない場合は、資金不足比率は「－」で表示している。

３　（　）内の数値は、資金不足額が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載している。（負の値で表示）

（２）法非適用企業（宅地造成事業を行っていないもの）

資金不足比率の算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 A（ア 歳出額＋イ 算入地方債－（ウ 歳入額－エ 翌年度へ繰り越すべき財源））}}{\text{事業の規模 B（オ 営業収益に相当する収入額 － カ 受託工事収益に相当する収入額）}}$$

（注）「イ　算入地方債」は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高である。

①　特定地域生活排水処理事業特別会計

特定地域生活排水処理事業特別会計の資金不足比率の状況は第９表のとおり、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っているため資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は算定されない。

第９表　特定地域生活排水処理事業特別会計の資金不足比率の状況

区　　分	３０年度	２９年度	増 減	増 減 率
	億 万円	億 万円	億 万円	%
資金不足額　　A	0	0	0	0
ア 歳　出　額	1154	1178	△ 24	△2.0
イ 算 入 地 方 債	0	0	0	0
ウ 歳　入　額	1154	1178	△ 24	△2.0
エ 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0
事業の規模　　B	868	881	△ 13	△1.4
オ 営業収益の額	868	881	△ 13	△1.4
カ 受託工事収益の額	0	0	0	0
	%	%	ポイント	
資 金 不 足 比 率	－	－	－	－

（注）「資金不足額　A」が０（ゼロ）の場合は、資金不足額が生じていないため資金不足比率は「－」で表示している。

（3）法非適用企業（宅地造成事業を行っているもの）

資金不足比率の算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 A （ア 歳出額＋イ 算入地方債－（ウ 歳入額 －エ 翌年度へ繰り越すべき財源）－オ 土地収入見込額）}}{\text{事業の規模 B（カ 営業収益に相当する収入額 － キ 受託工事収益に相当する収入額）}}$$

（注）「イ　算入地方債」は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高である。

①　寺家地区土地区画整理事業特別会計

寺家地区土地区画整理事業特別会計の資金不足比率の状況は第１０表のとおり、資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は算定されない。

第１０表　寺家地区土地区画整理事業特別会計の資金不足比率の状況

区　　分	３０年度		２９年度		増 減		増 減 率
	億	万円	億	万円	億	万円	%
資金不足額　　A		0		0		0	0
ア 歳　出　額	1	3109	9	7484	△8	4374	△86.6
イ 算 入 地 方 債		0		0		0	0
ウ 歳　入　額	1	3772	10	5895	△9	2123	△87.0
エ 翌年度へ繰り越すべき財源		0		2500	△	2500	皆減
オ 土地収入見込額		2060		3071	△	1011	△32.9
事業の規模　　B		2571	9	5225	△9	2654	△97.3
カ 営 業 収 益 の 額		2571	9	5225	△9	2654	△97.3
キ 受託工事収益の額		0		0		0	0
		%		%		ポイント	
資　金　不　足　比　率		－		－		－	－

（注）「資金不足額　A」が０（ゼロ）の場合は、資金不足額が生じていないため資金不足比率は「－」で表示している。

３　むすび

（１）健全化判断比率

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っている。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び資金不足額が生じていないため、各比率は算定されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に占める割合を示す実質公債費比率は 0.3%で、前年度より改善している（第１図参照）。

一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率は、算定されていない。

これまで、実質公債費負担の適正な管理を図るために繰上償還を行い、また、将来における負担の増加に対応するために財政調整基金の積立てに努めてきたことなどにより、財政の健全性は維持されているといえる。今後も、厳しい財政状況が予測されるため、引き続き財政の健全性の確保に努めていただきたい。

（２）資金不足比率

当年度は全ての会計において資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されていない。しかしながら、法適用企業では一般会計からの補助金による財政支援が行われ、法非適用企業では一般会計からの繰入金による財源補てんが行われている状況にある。

各会計においては、引き続き収入の確保に努めるとともに、経費の削減や業務の効率化を図り、独立採算を目指した事業運営に努めていただきたい。

これらの比率は、いずれも国の示す基準の範囲となっているが、あくまで、財政の健全度合いを示す目安に過ぎない。今後も的確に財政状況を把握し、将来を見据えた行財政運営を行うことにより、各指標が国の定める健全化基準に近づかないよう、健全で安定した経営基盤の構築に努めていただきたい。